

意見書案第4号

(和光市議会)

「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早  
急な規制強化等を求める意見書

上記の意見書案を和光市議会会議規則第14条の規定により提出  
します。

平成24年9月21日

和光市議會議長 菅原 満 様

提出者 和光市議會議員

斎藤 克己

賛成者 和光市議會議員

須貝 郁子  
栗原 次男

吉田 けや

阿部 かずす

並木 修二

金井 伸夫



## 「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから 2007 年 4 月 1 日より、いわゆる脱法ドラッグを「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行された。指定薬物に指定されると、製造や輸入、販売が禁止となる。今年 7 月 1 日に 9 物質が追加指定され、現在、77 物質が「指定薬物」に指定されている。

しかしながら近年、「お香」「アロマ」などと称して「脱法ハーブ」が販売されている。脱法ハーブの吸引による死亡や、暴走運転で通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きている。

厚生労働省の調査では、「違法ドラッグ販売業者数」は本年 3 月末時点で、29 都道府県で 389 業者も存在することが明らかとなった。

脱法ハーブは覚醒剤や麻薬等の乱用への「入り口」になることが危惧されており、青少年をはじめとした薬物乱用の拡大を防ぐためにも、規制強化が急務の課題である。

よって、政府におかれましては以下の点について早急に対応するよう、強く要請する。

### 記

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること
- 2 指定薬物が麻薬取締官による取り締まりの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができるなど法整備の強化を図ること
- 3 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 9 月 21 日

埼玉県和光市議会

内閣総理大臣 野田 佳彦 様  
厚生労働大臣 小宮山洋子 様  
文部科学大臣 平野 博文 様